

平成 28 年度第 3 回岩手県私立学校審議会議事録

日時 平成 29 年 3 月 13 日 (月)

13 : 00 ~ 13 : 30

場所 岩手県公会堂 15 号会議室

平成 28 年度第 3 回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 平成 29 年 3 月 13 日 (月) 13:00~13:30

2 開催場所 岩手県公会堂 15 号会議室

3 出席者

[私立学校審議会委員]

| | | |
|----------|----------|------------|
| 佐藤 勝 会長 | 須山 通治 委員 | 久保 榮子 委員 |
| 三上 邦彦 委員 | 室井 麗子 委員 | 小野寺 佳代子 委員 |
| 今西 界雄 委員 | 福士 晴美 委員 | |

[県]

| | | | | |
|-------------|-------------|-------------|------|------|
| 大槻理事兼総務部副部長 | 佐藤法務学事課総括課長 | 岡部私学・情報公開課長 | | |
| 佐々木主任主査 | 平澤主査 | 阿部主任 | 中尾主事 | 横田主事 |

4 欠席者

| | |
|------------|------------|
| 鷹 背 文 昭 委員 | 新 宮 由紀子 委員 |
|------------|------------|

5 署名委員

| | |
|------------|----------|
| 小野寺 佳代子 委員 | 今西 界雄 委員 |
|------------|----------|

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○佐々木主任主査

ただいまから平成 28 年度第 3 回私立学校審議会を開催いたします。主任主査の佐々木と申します。議事に入りますまでの間、私が暫時進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○佐々木主任主査

会議に先立ちまして、委員の出席状況について御報告いたします。本日は、鷹嘴委員、新宮委員が欠席されており、委員 10 名中 8 名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第 5 条により定足数に達しており、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、大槻理事兼総務部副部長から挨拶を申し上げます。

3 挨拶

○大槻理事兼総務部副部長

平成 28 年度第 3 回目の岩手県私立学校審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

まずもって、委員の皆様におかれましては、日頃から、本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいております、深く御礼を申し上げます。

また、本日は、年度末のお忙しい時期にも関わらずお集まりいただき、重ねて感謝申し上げます。

一昨日が 3 月 11 日ということで、甚大な被害をもたらした東日本大震災津波の発生から 6 年が経過いたしました。

県では、東日本大震災津波からの本格復興に向けた復興まちづくりなどとともに、昨年の台風第 10 号により甚大な被害を受けた地域の基盤整備など、復旧・復興事業を着実に進めて参りました。

平成 29 年度におきましては、策定を進めている「第 3 期復興実施計画」に基づき、被災者イコール復興者の一人ひとりの復興を見守り、寄り添った支援を進めていくとともに、安全・安心、暮らし、なりわいの各分野において、事業の総仕上げを視野に、その先の地域の将来を見据えた取組を推進していきたいと考えております。

その先の地域の将来という話でありますと、「ふるさと振興」に取り組んでいくため、「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」の 3 つの柱による取組を重点的に推進しております。

「岩手で働く」では、働き方改革や若者の地元定着への支援、「岩手で育てる」では、子ども・子育て支援のほかに若者の出会いや結婚支援、「岩手で暮らす」では、それらを支える基盤といたしまして福祉や教育など豊かなふるさとを支える基盤の強化、それから来たるべき I L C 国際リニアコライダーの実現を目指した魅力あるふるさとづくりなどの取組を着実に進めていきたいと考えております。

本日の審議会では、幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園の学校廃止認可等について御審議いただく予定としております。

委員の皆さまには、本県の私立学校教育の充実のため、専門的、大局的な見地から御意見、御審議を

賜るようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

4 議 事

○佐々木主任主査

それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第3条第1項の規定により、佐藤会長をお願いいたします。

(1) 議事録署名委員の指名

○佐藤会長

それでは、まず、最初に議事録の署名委員を指名させていただきたいと思います。

議席番号7番の小野寺委員と議席番号8番の今西委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、当審議会の会議の公開について確認いたします。当審議会におきましては、非公開事由に該当しないものと判断されますので、これを公開することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

それでは本日の審議会は公開といたします。

なお、本日の会議録及び資料につきましては、県のホームページに掲載されますので、念のため、申し添えます。

(2) 諮問事項の審議

議案第1号 学校の廃止認可について

学校法人豊水久田野学園 花巻たかき幼稚園（花巻市）

○佐藤会長

それでは諮問事項の審議に入ります。議案第1号 学校の廃止認可についてであります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○岡部私学・情報公開課長

それでは、議案第1号について、諮問させていただきます。資料は、1ページをお開き願います。

花巻市にあります花巻たかき幼稚園に係る学校廃止認可申請についてでございます。

まず、廃止の理由でございますが、花巻たかき幼稚園を設置する学校法人豊水久田野学園では、現在設置する幼稚園を、平成29年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行することとしてございます。

現行の私立幼稚園が、新たに幼保連携型認定こども園として、その認可権者から認可を受けようとする場合、学校教育法における幼稚園の設置認可については、廃止する必要があることから、今回、廃止認可の申請がなされたものでございます。廃止の時期につきましては、平成29年3月31日とされてございます。

なお、現在、花巻たかき幼稚園に在園している園児につきましては、平成 28 年度末で卒園する園児を除き、新設される幼保連携型認定こども園に引き続き在籍する予定です。

また、教職員の処遇につきましても、新設される幼保連携型認定こども園において、それぞれ引き続き雇用される予定です。

最後に、園地、園舎の取扱いでございますが、こちらについても、新設される幼保連携型認定こども園の園地、園舎として、引き続き使用される予定とされております。

以上のことから、花巻たかき幼稚園に係る学校の廃止認可申請につきましては、認可相当と考えるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○佐藤会長

ただ今の事務局からの説明に対して、御質問等があれば、お願いいたします。何かございませんか。

○佐藤会長

それでは、お諮りいたします。議案第 1 号について、原案どおり認可を適当とする旨を答申することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○佐藤会長

それでは、議案第 1 号の学校の廃止認可について、認可を適当とする旨、答申することにいたします。

議案第 2 号 専修学校の目的変更認可について

学校法人上野教育学園 上野法律ビジネス専門学校（盛岡市）

○佐藤会長

それでは、次に議案第 2 号 専修学校の目的変更認可についてであります。事務局から説明をお願いします。

○岡部私学・情報公開課長

議案第 2 号について、資料の 2 ページをお開き願います。上野法律ビジネス専門学校の目的の変更認可申請について御説明いたします。

上野法律ビジネス専門学校は、これまで法律、経済及び経営に関する正しい知識と的確な技能を授け、もって職業や实际生活に必要な能力を養成し教養を向上させることを目的として、法律行政学科や総合ビジネス学科などを設置してきたところですが、今回、この目的に国際化の進展に伴う異文化交流を図り、もって国際理解の発展に寄与することを加えた上で、日本語学科を設置するとして、学校法人上野教育学園から専修学校の目的の変更認可申請がなされたものでございます。

今回新設する日本語学科は、進学2年コースと進学1.5年コースの2コースがあり、進学2年コースは、修業年限を2年とし、毎年4月に生徒を受け入れるものであり、進学1.5年コースは、修業年限を1年半とし、毎年10月に生徒を受け入れるものであります。

変更の時期は、平成29年10月1日でございます。教員については、日本語学科を担当する教員として、専任教員3名、兼任教員4名を新規に採用するものであります。校地校舎につきましては、既存施設の空き部屋を活用するものであります。また、目的、生徒数に応じて教室や事務室等を備えています。

収支予算でございますが、平成29年度の収入の部は、学生生徒等納付金収入2億2,364万円、前受金収入1億5,390万円等となっており、支出の部では、人件費支出2億1,975万円、教育研究費支出3,323万円、管理経費支出6,754万5千円となっております。

なお、日本語教育機関を設置する場合には、法務省から日本語教育機関として告示を受ける必要がありますが、現在、学校法人上野教育学園では、手続きを進めているところであり、現時点では、特に問題がない旨、報告を受けております。

以上のことから、県といたしましては、上野法律ビジネス専門学校の目的変更認可については、認可相当と考えております。

説明は以上であります。御審議を賜りますようお願いいたします。

○佐藤会長

ただ今の事務局からの説明に対して、御質問はございませんか。

○三上委員

4月始まりの進学2年コースと10月始まりの進学1.5年コースがあるが、その理由を示してほしい。

○岡部私学・情報公開課長

生徒募集については、学校ではウズベキスタン共和国から生徒を受け入れる予定であり、この国の学校年度は8月までであり、10月からの受入れを予定しております。教育の時間数は、進学1.5年コースは1,200時間、進学2年コースは1,600時間を予定しております。

○佐藤総括課長

ウズベキスタン共和国は8月末まで、中華人民共和国は7月中旬まで、その他の国は3月までということで、10月スタートのものと4月スタートのもの2パターン用意して、卒業後については、我が国の大学や専修学校への進学を想定していることから、その時期に合せて3月卒業としているものでございます。そのため、1.5年コースと2年コースがあります。専修学校の基準は1年以上とすることとの要件がありますので、いずれのコースもこれをクリアしております。

○佐藤会長

よろしいでしょうか。そのほか、ございませんか。

○今西委員

細かい話ですが、29年度の支出の翌年度繰越支払資金584万2千円と30年度の収入の前年度繰越支払資金が1千円ずれているので、整合性を持たせた方が良いでしょう。

○岡部私学・情報公開課長

合せるようにいたします。

○佐藤会長

ウズベキスタンとか中国などでは、10月に間に合わない場合は、少し間をおいて4月になる場合もあると思います。今、想定しているのは、これらの国ですか。

○岡部私学・情報公開課長

まずは、ウズベキスタン共和国から始めると聞いております。法人では、現地に事務所を設置するとも聞いており、入学希望者に対して、入学準備から入学許可までのサポート体制を構築する予定と聞いております。

○佐藤会長

そのほかございませんか。それではお諮りいたします。議案第2号について、原案どおり認可を相当とする旨、答申してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○佐藤会長

それでは、議案第2号の専修学校の目的変更認可について、認可を相当とする旨、答申することいたします。

5 報告事項

平成28年度第2回私立学校審議会答申に係る認可事項について

平成28年度第1回私立学校審議会答申への対応について

○佐藤会長

次に報告事項に移ります。事務局から説明願います。

○岡部私学・情報公開課長

それでは、お手元の報告事項資料の1ページを御覧願います。

平成 28 年度第 2 回私立学校審議会答申に係る認可事項についてでございます。

この資料にありますとおり、昨年 9 月に開催いたしました前回の審議会において、御審議いただきました、1 の学校の収容定員に係る学則変更認可でございますが、これは情報処理科の定員を 1 学年当たり 25 人、3 学年合計 75 人減じて、普通科定員を 75 人増員する内容でございますが、平成 28 年 9 月 26 日付けで認可させていただきましたので御報告いたします。

○佐藤会長

よろしいですね。

○岡部私学・情報公開課長

次に、本日、配付いたしました報告事項 2 を御覧願います。

昨年 7 月に開催いたしました第 1 回の審議会では、「1 協議内容」にありますとおり、学校法人龍澤学館による中学校設置計画について、御協議いただき、「2 答申内容」のとおり、8 月 1 日に当審議会として、県に対して次のとおり答申しております。

以下の意見を付して、中学校の設置計画を了承する。

(1) 県は、盛岡中央高等学校に対し、定員超過の是正を強力に指導すること。

(2) 県は、定員超過の場合の補助金減額措置について、制度の見直しを図ること。

次に「3 県等の対応」であります。同法人に対する是正指導の状況を報告いたします。

まず、昨年 8 月 8 日に学校法人龍澤学館に対して、当審議会での協議内容を伝達するとともに、盛岡中央高等学校の定員超過について、定員超過改善計画書を策定の上、是正するよう口頭指導しております。

その後、10 月 19 日には、同法人に対して、定員超過改善計画を提出するよう文書により要請し、これを受け、同法人から 11 月 18 日に改善計画書の提出がありました。その内容は、今後、3 年間、240 名の入学定員を遵守することにより、平成 31 年度に 720 名の総定員を遵守する内容となっております。

なお、同校では、改善計画の達成に向けて入試制度を改正し、既に主な入試日程を終えているところですが、同校校長から志願者数、合格者数が前年度に比べて大幅に減少するなど、改善計画のとおり定員遵守に向けた取組が進んでいることを確認しております。

次に、「補助金減額措置」について、御報告いたします。

これまで、私立学校運営費補助金、高校分総額 20 億円ですが、このうち 10%、約 2 億円を定員遵守割として配分しており、定員超過校には、その超過状況に応じて、少なく配分しておりました。

昨年 10 月にこれまでの制度を改正いたしました。その内容は、資料の一番下の表、「(参考) 定員遵守状況による支給割合」を御覧いただきたいと思います。改正前は、定員遵守状況に応じて、段階的に交付率を 100 から 10 まで引き下げて配分しておりましたが、改正後は、定員遵守状況が 110% 以下の学校にのみ、配分することといたしました。

また、この改正では、実生徒数が定員の 1.3 倍、130% を超過した場合には、定員遵守割を交付しないことに加え、当該校の運営費補助金全体から、その超過した生徒数に補助金単価 (約 33 万円ですが) これを乗じた金額を減額することとしております。

なお、この改正内容については、平成 29 年度の 1 学年から順次、学年進行で適用し、平成 31 年度に完全実施、全学年に適用させることとしております。

県といたしましては、この補助制度の見直しと定員超過校に対する適切な指導により、私立学校の定員がしっかりと遵守されるよう努めて参ります。以上で報告を終わります。

○佐藤会長

ただ今の件について、御質問、御意見があればお願いいたします。

○須山委員

盛岡中央高校について、本年度の入試ではかなり守られているとの御報告であったが、昨年度に比べて学校に入れなくなった生徒がいるのかなあとと思うが、その辺の手当はなされているのか。

○岡部私学・情報公開課長

学校法人に対して、口頭指導した際に、主な受験中学校の方には入試要項が変わるというような話をきちんと説明するようにと話をし、法人側もそのつもりでいたとのことでした。中学校の先生の方で御配慮していただいた点もあろうかと思えます。

○佐藤総括課長

これまでのようなことは続けられないということで、盛岡中央高校では入試制度改革をしっかりと行い、改革をするということについては、主な中学校を通じて御父兄方へ情報が伝わるように秋口から動き、また、県教委に対しては我々を通じて情報提供を行った。地域のその他の私立学校では応募が増えている状況も我々は見ております。

最後は、どこに生徒が入るかであり、まだ分からないところではありますが、志願者の段階から調整がなされてきていると我々は分析しております。

○佐藤会長

志願者数が、まずは減ったということですね。既に中学校で調整されていることが想定されるのですね。

○佐藤総括課長

推薦入試の評点を上げるなどの対策を講じています。

○佐藤会長

公立高校の合格発表が後日になるが、それを見ないとどれほどのものなのかは、定かではないが、これまでの経過からすれば、ほぼ定員に近い数値が出るのではないかとということですね。

○佐藤総括課長

我々は、そのように見っていますが、ふたを開けてみなければ分からないところがございます。

○佐藤会長

ペナルティについては、我々も条件としてお示ししましたが、このことについては、厳しすぎるとか、他県の措置と本県の措置を比較していかがですか。

○佐藤総括課長

我々も減額措置を検討する段階で、北海道から新潟までを含めた各県の仕組み等を調べたところ、我々の制度はゆるいということが分かりました。そのようなことを踏まえて、今回の制度改正は、他県と比較しても決して厳しいという状況ではなく、まさに適正だろうと。

また、国は、130%を超えれば全額、補助金を出さないという厳しい対応をしたことを踏まえれば、今回の内容は妥当、適当だろうとして取り組んだものです。

さらに、私立学校の校長が集まる会合の中でも、当課の担当者が出かけて、このような考え方のもとに学年進行でやるということを説明させていただき、特段の反対意見はなかったものと理解しております。

○佐藤会長

そのほか、御意見、御質問はございませんか。

今回、審議会の方で認可するに当たってのクリアすべき条件をふたつ示したわけですが、ふたつとも回答をいただいたし、相手方もそれへの努力をされたということですね。今後の日程を示してください。

○岡部私学・情報公開課長

今年の7月31日までに中学校設置認可申請書を提出していただくことになります。その後、私どもで申請書の内容をチェックさせていただき、また、学校の方の確認をさせていただき、9月の審議会に諮問する予定としております。

○佐藤会長

9月の審議会には諮問されるということですね。よろしいですか。

6 その他

○佐藤会長

その他、事務局から何かありますか。

○岡部私学・情報公開課長

特にございません。

○佐藤会長

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。